

大阪市立緑中学校 P T A 規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、大阪市立緑中学校 P T A（略称：緑中 P T A）と称し、事務所を緑中学校内におく。

第2章 目的

第2条 本会の目的は次のとおりとする。

- (1) 家庭・学校および社会の協力によって青少年の福祉を増進する。
- (2) 家庭生活及び社会生活の水準を高めるために成人教育を盛んにする。
- (3) 学校の教育環境の浄化を図る。
- (4) 民主的教育に対する会員の理解を深め、これを発展させる。
- (5) この地域における社会教育の振興を助ける。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体並びに任意加入の団体として、次の方針に基づいて活動する。

- (1) 本会は、学校の教育基本方針、学校管理、職員の人事には干渉しない。
- (2) 本会は、青少年の教育並びに福祉のために活動する関係諸機関と協力する。
- (3) 本会は、営利的、宗教的、政治的な活動は行わない。
- (4) 本会又は本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (5) 本会は、自主性をもち、他のいかなる団体や機関の支配あるいは統制、干渉を受けない。
- (6) 公選の公職者は、役員になることができない。

第4章 会員

第4条 本会の会員になることができる者は次のとおりである。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者
- (2) 本校に勤務する校長及び職員

第5条 本会への入会の資格は次のとおりとする。

- (1) 生徒の保護者は、生徒の入学・転入・編入と同時に会員の資格を有し、卒業・転出と同時に会員の資格を失う。
- (2) 本校の校長並びに教職員は、転入と同時に会員の資格を有し、転出と同時に会員の資格を失う。

第6条 会員は会費を納入する。

第5章 経費

- 第7条 本会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。
- 第8条 本会の經理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。
- 第9条 本会の事務処理を行うため、事務員をおくことができます。事務員は役員会で選出し、会長が委託する。
- 第10条 会費は一口につき月額200円とし、毎月これを納入する。納入された会費は、一切返還しない。
- 第11条 本会の經理は、会計監査委員会の監査を受け、これを会員に報告しなければならない。
- 第12条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第6章 総会

- 第13条 総会は、全会員によって構成され、本会の最高決議機関である。
- 第14条 総会には定期総会と臨時総会があり、会長が招集します。議長はその都度、会員の中から選任する。
- 第15条 総会では、予算決算の承認、その他重要事項（事業報告、事業計画、人事、会則に関する事項等）の審議を行う。
- 第16条 定期総会は、毎年の年度初めに1回を定例とする。
- 第17条 臨時総会は、会長または役員会が必要と認めた場合、または全会員の3分の1以上の要求があった場合に、会長が招集する。
- 第18条 総会の審議は、書面（電磁的記録を含む）によるものとする。但し、会員の出席が必要と役員会が認めたときは集会形式とする。
- 第19条 総会は、全会員の3分の1の書面表決書（電磁的記録を含む）の提出または出席があった場合に成立する。
- 第20条 総会の議決は、提出された書面表決書（電磁的記録を含む）または出席者の2の1以上の賛成を必要とする。

第7章 役員

- 第21条 本会の役員は次のとおりとする。
- (1) 会長 1名（保護者）
副会長 若干名（保護者）
書記 若干名（保護者）
会計 若干名（保護者）
- (2) 役員の任期は1年とする。定期総会での承認をもって就任し、任期は当該年度定期総会から次年度定期総会までとする。但し、再任を妨げない。
- 第22条 役員の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長
イ) 本会を代表し、会務を総括する。
ロ) 総会・役員会・実行委員会を招集し、これを主宰する。
ハ) 役員会の承認を得て、各委員会の正副委員長を委嘱する。

ニ) 必要に応じて各委員会に出席し、意見を述べることができる。

(2) 副会長

イ) 会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務め、総会の議長及び役員会の司会をする。

ロ) I C T 関連の運用責任者とし、S N S 等の管理を行う。

(3) 書記

イ) 総会及び役員会・実行委員会の議事を記録並びに本会の活動に関する重要事項を記録し、保管する。

ロ) 総会その他各種の会合の招集通知を行う。

(4) 会計

イ) 総会で決定した予算に基づいて、金銭の収支、その他一切の経理事務を処理する。

ロ) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。

ハ) 会計監査を受けて、総会において会員に決算報告を行う。

第 23 条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、校長、教頭をもって構成され、必要に応じて会長が招集する。役員会の任務は次のとおりとする。

(1) 予算の審議

(2) 委員会によって立案された事業計画の審議

(3) 総会に提出する議案、報告書の審議および作成

(4) 総会において委任された事項の処理

(5) 事務員の選出

(6) 細則の制定または改廃

第 24 条 会長が必要と認めた場合には、文書またはインターネット通信等を用いて役員会を開催することができる。

第 25 条 青少年を愛し、民主主義と教育に理解をもっている会員で、公選による公職者でないものは役員に選出される資格を有する。

第 26 条 役員等の選出及び就任は次のとおり行われる。

(1) 本会の役員、会計監査員を選出するために、選挙管理委員会を置く。その任務、構成、選出方法については、細則にまとめる。

(2) 選挙管理委員会は、任務を終了したときに解散する。

(3) 選挙により役員を選出し、新年度の定期総会での承認をもって就任する。

第 8 章 実行委員会

第 27 条 実行委員会は役員、各委員会の委員長・副委員長、校長・教頭で構成する。

第 28 条 実行委員会は次のような任務を負う。

(1) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。

(2) 総会に提出する報告書を作成する。

(3) その他、会則並びに総会の決議に従って本会の事務を処理する。

(4) 役員に欠員を生じた場合の補充を行う。

- 第29条 実行委員会の例会は毎月1回の開催を原則とする。
- 第30条 実行委員会の定足数は委員数の2分の1とし、議事の決議は出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。
- 第31条 特定の目的をなすために実行委員会は、特別委員会を設けることができる。その任務、構成、選出方法については、実行委員会で決定する。
- 第32条 特別委員会は、任務を終了したときに解散する。

第9章 委員会

- 第33条 本会に事業活動を行う各委員会を置きます。各委員会には教員1名以上が所属し、意見を述べることができる。
- イ) 広報委員会
 - ロ) 人権青少年活動委員会
 - ハ) 成人教育委員会
 - ニ) 保健体育給食委員会
- 第34条 各委員会の委員長・副委員長及び委員は、役員並びに校長の承認を得て会長が委嘱する。
- 第35条 各委員会の任務
- イ) 広報委員会
 - 会員に対して会の意義や仕事及び会の活動の状況、又は会の事業、会合等を知らせるとともに、会に対する会員の認識と理解を深め協力を得るように努める。
 - ロ) 人権青少年活動委員会
 - 全会員を対象に人権問題学習会の企画・立案・運営を行なう。人権問題を自らの課題としてとらえ、地域におけるP.T.Aの役割や家庭教育のあり方等について認識を深めるとともに、関係諸団体との連携を図る。また、生徒の校外生活指導に協力し、地域社会教育の振興に努める。
 - ハ) 成人教育委員会
 - 会員の教養と知識技能を高めるため成人教育講座を開き、教育への理解と関心を高める。
 - ニ) 保健体育給食委員会
 - 生徒の健康・安全教育・食育に協力し、会員の健全な体育行事及び保健行事を立案・実施する。

第36条 各委員会は、その事業計画について、実行委員会に諮らなければならない。

第37条 校長は、必要に応じて各委員会に出席して意見を述べることができる。

第10章 会計監査

- 第38条 本会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。
- 第39条 会計監査委員会は、委員長と他1名以上の委員によって構成する。
- 第40条 会計監査委員長の選出及びその就任は、第26条に準じて行う。
- 第41条 会計監査委員長は、1名以上の会計監査委員を選出する。
- 第42条 会計監査委員会は、年1回以上、会計年度の会計帳簿・記録・財産を監査し、そ

の結果を総会に報告する。

第43条 会計監査委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第44条 会計監査委員長は、必要に応じて実行委員会に出席し、意見を述べることができ
る。

第11章 個人情報保護

第45条 本会はPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「PTA個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第12章 改正

第46条 規約は総会において、表決書の提出者または出席者の3分の2以上の賛成によつ
て改正することができる。

第47条 本会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、役員会の議決で
定めることができる。

附則

このPTA規約は

昭和48年11月2日総会において一部改正し、ただちに施行する。

昭和52年5月6日総会において一部改正し、ただちに施行する。

昭和61年6月17日総会において一部改正し、ただちに施行する。

平成6年2月19日総会において一部改正し、ただちに施行する。

平成16年6月17日総会において一部改正し、ただちに施行する。

平成19年6月15日総会において一部改正し、ただちに施行する。

平成22年5月17日総会において一部改正し、ただちに施行する。

平成23年5月17日総会において一部改正し、ただちに施行する。

平成24年5月15日総会において一部改正し、ただちに施行する。(役員の定数)

令和6年3月11日総会において一部改正し、ただちに施行する。(書面開催、立候補制)

細則

第1章 選挙管理委員会

第1条 選挙管理委員会は、役員会全員および校長、教頭によって構成される。

第2条 選挙管理委員会は、次のような任務を負う。

- (1) 次年度の役員選出に関する事務
- (2) 次年度の会計監査委員長選出に関する事務

第3条 役員の選出方法

- (1) P T A会長は全会員へ「立候補用紙」を配付する。
- (2) 立候補希望者は、「立候補用紙」を提出する。
- (3) 選挙管理委員会は、役員立候補者名簿を作成する。
- (4) 役員の定数を超えた場合は、選挙を行う。
- (5) 定期総会での承認をもって役員に就任する。

第4条 選挙管理委員会は、選挙に関する事務の一切を行うものとし、次の事項を告示する。

- イ) 選挙する役員の種別とその定数並びに会計監査の定数に関する事項
- ロ) 立候補に必要な事項並びに候補者の名前、P T Aにおける経歴
- ハ) 選挙の日時と場所及び選挙の方法と結果に関する事項

第5条 役員と会計監査に立候補者がいないときはその旨を全会員に知らせ、選挙管理委員会の責任において候補者を選考する。

附則

この細則は

令和6年3月11日より施行する。

PTA慶弔費規定

- 第1条 本規定は、大阪市立緑中学校に関する慶弔の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 慶事の場合は、別表のとおり取り扱うものとする。
- 第3条弔事の場合は、別表のとおり取り扱うものとする。
- 第4条 慶弔費はPTA会計により支出する。
- 第5条 本規定の運営は、実行委員会にて行う。
- 第6条 本規定以外のもので対応が講すべきものについては、会長、副会長の協議により決定する。
- 第7条 本規定は、実行委員会の議決により改定できる。

(別表)

【慶事】

区分		金額	備考
教職員	結婚	10,000円	PTA実行委員会に通知すること
	出産	5,000円	PTA実行委員会に通知すること

※ 会員と生徒の表彰については実行委員会で適當と認めた場合、相当額又は記念品を贈る。

【弔事】

区分		金額	通夜または葬儀に参列する者
PTA 会員	本人	10,000円	教職員代表・PTA実行委員・生徒学級代表
	配偶者	5,000円	教職員代表・PTA実行委員
教職員	本人	10,000円	教職員代表・PTA実行委員・生徒会役員
	配偶者	5,000円	教職員代表・PTA実行委員
生徒本人		10,000円	教職員代表・PTA実行委員・生徒会役員 学級全員

附則

このPTA慶弔費規定は

平成13年3月19日より施行する。

令和5年5月22日より施行する。

令和6年3月11日より施行する。

PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この個人情報取扱規則（以下「本規則」という）は、大阪市立緑中学校 PTA（以下「本会」という）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定める。本規則により事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、もってプライバシーの保護を実現する事を目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則つて運用管理を行い、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または広報資料など適切な方法により会員に周知する。

(定義)

第4条 本規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (4) 役員：本会の役員会を構成する者をいう。
- (5) 委員：本会の委員会を構成する者（役員を含む）をいう。
- (6) 教職員代表：本会の役員会及び委員会に出席する教職員の代表者をいう。
- (7) 従業者：本会の指揮命令を受け、本会の業務に従事する者をいう。

(管理者)

第5条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

2. 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

(取扱者)

第6条 本会における個人情報データベース取扱者は、本会役員・委員長とする。

(利用)

第7条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) PTA会費請求、管理業務等に関する連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (4) 本会役員・委員選出等の推薦活動
- (5) ○○当番表、○○班表、一人一役表の作成
- (6) ○○イベントの名簿等の作成
- (7) ホームページや広報紙への掲載
- (8) 問い合せまたは依頼等への対応
- (9) その他、事前にお知らせし同意を頂いた目的の場合

(個人情報の利用の制限)

第8条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の取得)

第9条 本会が取り扱う個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示の上、同意を得ることとする。

- (1) 氏名
 - (2) 電話番号
 - (3) メールアドレス
 - (4) 銀行口座情報
 - (5) ○○班
 - (6) PTA役員・委員の履歴
 - (7) 会員の子である生徒の氏名、学年、クラス、兄弟姉妹
 - (8) その他必要とするもので同意を得た事項
2. 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(管理と保管)

第 10 条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2. 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 11 条 個人情報データベース・個人データを取り扱う電子機器等については、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 電子機器等の O S を最新状態に保つ。
- (2) 電子機器等にセキュリティソフトを導入し最新状態に保つ。
- (3) 個人情報データベース・個人データにはパスワードを設定し管理をする。
- (4) 個人情報データベース・個人データへのアクセス権は、個人情報の取り扱い権限に応じた管理をする。
- (5) 個人情報データベース・個人データの持ち出し、電子メール添付時などには、
パスワードを設定する
など適切な管理をする

(第三者提供の制限)

第 12 条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
2. 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて

いるとき

3. 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者へ提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供日付
- (3) 提供対象者の氏名
- (4) 提供情報の項目
- (5) 提供対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く）から提供を受けたときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供対象者の氏名
- (4) 提供情報の項目
- (5) 提供対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする。）

(秘密保持義務)

第15条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第16条 本会は、本人から当該本人に係る保有個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正または削除請求)

第 17 条 本会は、保有個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2. 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。
3. 名簿等として既に配布しているものについての個人情報の訂正、追加、削除または利用停止を行う場合は、訂正、追加、削除の連絡をすることでこれにかえる。

(漏えい時等の対応)

第 18 条 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2. 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(苦情の処理)

第 19 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(研修)

第 20 条 個人情報保護管理者は、本会役員、委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(改定)

第 21 条 本規則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。本規則を改定した場合は、第 3 条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

この PTA 個人情報取扱規則は
令和 6 年 3 月 11 日より施行する。